

国税（所得税および復興特別所得税など）申告及び住民税申告

個人の所得（収入）に関する税申告には、国税の「所得税等（所得税および復興特別所得税）」の確定申告と、地方税の「住民税（村民税・都民税）」の申告があります。

「所得税等（所得税および復興特別所得税）」の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

また、「住民税（村民税・都民税）」の申告は、1月1日に住民登録をしている区市町村に対して、前年の所得について申告するものになります。

【申告期限】

- 令和5年分「①所得税等（所得税および復興特別所得税）」：2月16日（金）～3月15日（金）
なお、還付申告については、申告期間前から行えます。
- 令和5年分「②贈与税」：3月15日（金）まで
- 令和5年分「③消費税等（個人事業者に係る消費税および地方消費税）」：4月1日（月）まで
- 令和6年度（令和5年分）「④住民税（村民税・都民税）」：3月15日（金）まで

芝税務署・東京税理士会による出張申告相談

「①所得税および復興特別所得税」、「②贈与税」、
「③個人事業者に係る消費税および地方消費税」

父島（地域福祉センター）		母島（母島村民会館）	
3月1日（金）	9:00～11:30	2月27日（火）	9:00～11:30
	13:30～16:00		13:30～16:00
3月4日（月）	9:00～11:30	2月28日（水）	9:00～11:30
	13:30～16:00		13:30～16:00
3月5日（火）	9:00～11:30	《受付時間になります》	
	13:30～16:00		

◇ご来場の際には、源泉徴収票（給与や年金収入のある方）や、収入などについて内容のわかる書類（※）、国民年金支払証明書、健康保険や介護保険料の支払金額・日付の確認できる書類（領収書など）、生命保険や地震保険料などの控除証明書、そのほか所得控除に必要な書類など。また、マイナンバーと本人確認書類の写しの添付も必要です。相談会などで電子申告したことがある方などで、ID（利用者識別番号）・パスワード（暗証番号）を取得済みの方はご用意ください。

※ 事業者の場合、帳簿や過去の申告書の控え、消費税課税事業者の場合は「課税事業者届出書」や「簡易課税制度選択届出書」の控えなどをお持ちください。

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者（インボイスを発行できる事業者）は、売上高、インボイス発行の有無にかかわらず、消費税等の申告と納税が必要です。消費税等の申告相談が必要な方は、「芝税務署・東京税理士会による出張申告相談」にご来場ください。

【申告用紙等配布】

国税関係の申告書類は、「国税庁のホームページ」からダウンロードできます。また、村役場の窓口でも配布しています。

ご来庁の際は、必要となる書類を事前にご確認ください。不明の場合、芝税務署（確定申告電話相談センター）へお問い合わせください。

【申告が必要な方】

- (1) **令和5年分「①所得税等（所得税および復興特別所得税）」** 確定申告
(確定申告をすれば税金が還付される方を除きます。)
 - ・給与の収入金額が2,000万円を超える方
 - ・給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円を超える方
 - ・給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種所得金額（給与所得、退職所得を除く。）との合計額が20万円を超える方
 - ・同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃借料、機械・器具の使用料などの支払を受けた方
 - ・給与について、災害減税法により所得税等の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方
 - ・在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税等を源泉徴収されないこととなっている方
 - ・公的年金等に係る雑所得のみで、所得控除を差し引くと、残額がある方

※ただし、公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、その収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、確定申告をする必要はありません。

 - ・外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されていない退職所得がある方

※計算の結果、所得税額等が生じない場合は、確定申告が不要な場合もありますので、詳細は国税庁ホームページ等でご確認ください。
- (2) **令和6年度（令和5年分）の「④住民税（村民税・都民税）」** 申告
令和6年1月1日現在、小笠原村に住んでいる方で、前年に所得があった方は申告が必要になります。ただし、次に該当する方は申告の必要はありません。
 - ・「①所得税等（所得税および復興特別所得税）」の確定申告を提出された方
 - ・全ての給与、公的年金の支払者から支払報告書の提出がされている方

※所得が無い方でも住民税関係の証明書が必要な方や国民健康保険、後期高齢者医療制度などに加入されている方は、申告いただく必要があります。（申告がない場合は、証明書の発行ができなかったり、保険税等の算定に影響が生じます。）

【提出方法】

- (1) 国税①②③の申告書は、次の方法でご提出ください。
 - ・e-Taxで提出する。
 - ・郵便又は信書便により、小笠原村を管轄する東京国税局業務センター芝分室へ提出する。
 - ・小笠原村を管轄する芝税務署の窓口へ提出する。

※また、申告期間中は、村役場窓口でも「仮收受」を行い、芝税務署へ転送しています。この場合の申告受付日は、村役場窓口での「仮收受」の日付ではなく、村役場から転送した書類が芝税務署へ届いた日となりますので、ご注意ください。

【東京国税局業務センター芝分室】

〒108-8412 東京都港区芝5-8-1

- (2) **④住民税（村民税・都民税）** 申告書は、村役場財政課税務係・母島支所庶務係へ提出してください。
(令和6年1月1日現在、小笠原村に住所のある方)

【納付期限】

- (1) **令和5年分「①所得税等（所得税および復興特別所得税）」**：3月15日(金)まで
 - (2) **令和5年分「②贈与税」**：3月15日(金)まで
 - (3) **令和5年分「③消費税等（個人事業者に係る消費税および地方消費税）」**：4月1日(月)まで
- ※国税①②③については、村役場の窓口では納められません。
- ※新規で口座からの振替納税を利用される場合、それぞれの納期限までに「振替依頼書」を提出してください。（村役場でもお預かりし、税務署に郵送します。）
- (4) **令和6年度「④住民税（村民税・都民税）」**：令和6年6月頃に送付する納税通知書により納付してください。